

【シンガポール】商標ワークマニュアルの改正に関する意見募集について

2016年3月23日

ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、商標出願及び審査方法等の詳細を規定したワークマニュアルに関し、商標出願における優先権主張に関する審査官実務についての新たな章の案文について、意見募集を実施することとした。新たな章では、優先権主張の要件、出願様式、審査方法等について、具体的な手続きと実務の詳細が規定される予定である。

この案文に対する意見は、2016年3月1日までに、シンガポール知的財産庁に対して電子メール又は書面によって提出することができる。

公開日

2016年2月5日

URL等

<https://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisatrademark/CircularsandPracticeDirections/2016.aspx#201602>

https://www.ipos.gov.sg/Portals/0/about%20IP/trademark%20resources/TM%20Work%20Manual%20-%20Priority%20claims_For%20public%20comment.pdf

本内容は、日本貿易振興機構が2016年3月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。